

令和6年12月3日（火曜）

議事日程第2号

令和6年12月3日（火曜）午前10時開議

第1 一般質問

午前10時00分 開議

- 寺本義勝議長 おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。

- 寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。
発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。
まず、井本正広議員の発言を許します。井本正広議員。

〔36番 井本正広議員 登壇 拍手〕

- 井本正広議員 皆さん、おはようございます。公明党熊本市議団の井本正広でございます。本定例会トップバッターでの登壇の機会をいただきましたこと、先輩、同僚議員の皆様に御礼を申し上げます。

また、師走のお忙しいところ傍聴においでいただいた皆様、インターネットで視聴をしていただいている皆様、大変にありがとうございます。

公明党は昭和39年11月17日に結党し、本年で60年を迎えました。当初、どの政党から見向きもされなかった福祉を政治の主流に押し上げ、今や全世代型社会保障へと結実、軽減税率やバリアフリーなど、生活者目線の政策を形にしていまいりました。

党創立者の池田大作創価学会第3代会長が示された、大衆とともに語り、大衆とともに闘い、大衆の中に死んでいくとの立党精神があります。この立党精神に基づき、現場第一主義に徹する行動力、小さな声を聞く力、国と地方のネットワークを生かした政策実現力を培い、それを持ち味としてまいりました。

今回も、そうした声を基に質問をしていまいります。市長並びに執行部の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、がん患者の方を対象とした支援について2点お伺いいたします。

1点目は、アピアランスケア推進事業についてであります。

がん治療に伴う脱毛や手術痕など、外見、アピアランスの変化による心理的苦痛を軽減し、社会参加を後押しするアピアランスケア推進事業は、本市では、我が会派の強い申し入れもあり本年6月にスタートしました。

早速ウィッグ助成を利用したといううれしい報告がありました。私は7月から抗がん剤治療を受け、驚いたことがあります。一つは脱毛。副作用で髪が8割ほど抜けました。もう一つは、医療用ウィッグが思いのほか高額なのに、購入費用に対する助成はまだ一部の市区町村でしか実施されていないことです。入院時の同室の方は、近隣

市町村で助成がないことを残念がっていました。誰もががん治療を前向きに進められるよう、助成を全国に広げてくださいとのことでした。また、金銭的な問題ではなく、行政が自分たちのことを考えてくれている、取り残されていないんだと感じられてとてもうれしかったとの喜びの声でありました。

そこで、お伺いいたします。

スタートして半年ではありますが、これまで何件の申請がありましたでしょうか。健康福祉局長にお伺いします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 アピアランスケア事業は、本年6月の事業開始以降、11月22日現在で合計143件の申請があり、その内訳はウィッグ等が134件、胸部補整具のシリコンパッドが6件、ウィッグと胸部補整具の両方が3件となっており、支援を必要とするがん患者の方に着実に制度が浸透していると考えております。

今後も本事業について市政だよりやSNS等による積極的な情報発信を行うとともに、アピアランスケアの患者相談に対応するがん診療連携拠点病院等と連携し、がん患者の方の外見の変化による心理的苦痛の軽減を図り、社会参加を支援してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 局長、ありがとうございました。

6月から始めて、僅か半年弱で143件の申請があったということであります。外見に対するストレスや不安が軽減されることで、自己肯定感や自信に大きな影響を与えます。今回の支援ができたことによって、社会参加につながった方もおられます。今後も対象者に支援が行き届くように周知徹底をお願いいたします。

2点目は、岸在宅療養のAYA世代への支援について伺います。

AYA世代とは、15歳から39歳の世代を指す言葉です。AYAとはAdolescent and Young Adultの頭文字を取った略語で、日本語では思春期・若年成人などと訳されます。

日本においては、年間約2万人も新たにがんの診断を受けているという現状が、国立がん研究センターによって示されています。

患者さんの中には終末期を迎える人がおり、最期まで住み慣れた自宅で家族と一緒に過ごしたい、安心して療養生活を送りたいと願っても、AYA世代には利用できる公的支援がなく、経済的負担が大きいのしかかります。

40歳以上の方は、介護保険制度の特定疾患にがんが追加され、介護サービスを利用しながら在宅療養が可能です。18歳未満の児童は、小児慢性特定疾病医療費支援制度の対象であり、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の方も支援制度の対象となりますが、AYA世代の多くはこれらの制度の対象外とされ、制度のはざまに取り残されています。

本来、AYA世代がん患者を含め、必要な医療や相談支援が切れ目なく提供される

べきであります。他都市では、訪問介護、訪問入浴介護、車椅子、特殊寝台等の福祉用具の貸与、購入などの支援を助成しているケースが増えております。

在宅療養への支援は、患者、そして家庭に明るい思い出を残す心のケアの意味合いが強く、自分らしく闘病できる環境と時間を提供するの、人間として最低限の幸せではないかと考えます。

A Y A世代に発症しやすいがんは、進行が早い傾向があります。

そこで、お伺いいたします。

がん在宅療養のA Y A世代への支援制度を早く導入すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず、答弁に入ります前に、一言おわびを申し上げます。

去る11月25日に、私が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明をいたしました。そのことから、11月29日の本会議を欠席させていただきました。

本市市政において大変重要な役割を担う市議会本会議を欠席し、多大な御迷惑をおかけしましたことについて、議員各位をはじめ市民の皆様方に心からおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、答弁に入らせていただきます。

議員御案内の思春期・若年成人、いわゆるA Y A世代のがん患者の方は、利用できる支援制度に限りがある等の理由から、その御家族を含め身体的・精神心理的・経済的な負担が大きく、在宅で療養することを断念せざるを得ないなど、課題があると認識しております。

がん患者の方に対して、ライフステージに応じた適切な支援を行うことが重要であると考えておまして、在宅介護サービス、福祉用具貸与等の在宅療養に係る費用の軽減について、がん患者の方の声や関係機関からの要望等を踏まえ、検討を行っております。

引き続き検討を進めまして、A Y A世代を含む全ての世代のがん患者の方が、人生の最期まで住み慣れた環境で自分らしく暮らすことができるよう、切れ目のない支援に取り組んでまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 市長、ありがとうございました。

A Y A世代の患者への支援制度には限りがあり、負担が大きく、在宅で療養することを断念せざるを得ないなど課題を認識されており、切れ目のない支援に取り組んでまいるとの答弁でございました。声をよく聞いていただいて、早く支援に結びつくように、制度の導入をお願い申し上げます。

次に、介護サービスを利用するための申請から決定までの期間について伺います。

急激な少子高齢化や平均寿命の延伸などの影響を受け、介護を必要としている人が年々増加しております。要介護・要支援認定者数は、全国で本年7月末時点で717万

人を超えています。

本市でも、介護保険サービスを希望される方は増加傾向ではありますが、サービスを利用するには認定を受けることが必要となります。その際、要介護度を判定するためには、国が定めた一定の方法と基準に基づいて市が認定を実施しております。判定は、客観的で公平な判定を行うため、認定調査により本人と家族などに聞き取り調査を行い、コンピューター判定による一次判定、その結果と主治医の意見書などを基に、保険、医療、福祉の学識経験者による介護認定審査会で審査を行う二次判定の2段階で行い、原則として30日以内に認定結果が通知されるとなっております。

しかし、実際は30日を優に超えており、申請から決定までの期間が短くならないかとの御意見をいただいております。

介護が必要になる原因として、脳血管疾患（脳卒中）、骨折・転倒、心疾患（心臓病）等が上位であり、急に介護が必要になることが多いのではないのでしょうか。御本人は、申請する時点で既に支援が必要な状態であるから申請をしているわけでありますから、一日でも早く福祉用具を使用したい、手すりの取り付けをしたい、段差の解消等、住宅改修を進めたいと、切実に希望される方が大部分と思います。

また、御家族の方にとっても、介護休業、介護休暇、介護のための短時間勤務、残業免除の制度等、仕事と介護の両立のためのせっかくの制度が、認定されるまでは認められませんので、御家族の方も一日も早い決定を望まれております。

そこで、6点について健康福祉局長にお伺いをします。

1点目、認定者数の推移と今後の見込みを伺います。

2点目、本市で実際にかかっている申請から認定までの平均日数は何日でしょうか。また、日数がかかる要因を伺います。

3点目、申請から決定までの平均日数は他都市と比べてどうでしょうか。

4点目、調査員の数は足りているのでしょうか。

5点目、介護認定審査会の開催を増やせないのでしょうか。

6点目、本市の課題としている点をお示してください。

以上6点、よろしく願いいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 介護認定の機関等についてのお尋ねに一括してお答えいたします。

高齢者人口の増加に伴い、本市の要介護認定者数は、平成30年度末は約4万1,000名だったものが、令和5年度末は約4万2,000名に増加しております。今後は、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており、令和22年度には5万9,000名を超えると予測しております。

この介護認定は、申請受付後に実施する認定調査の結果及び主治医から提出された意見書の情報を基に、専門職からなる介護認定審査会にて審議いただき決定しております。申請受付後、調査の実施、意見書の徴取等、審査会資料の作成に日数を要して

おり、令和5年度における本市の認定までに要する期間は平均42.1日です。

指定都市における認定までに要する期間は、令和5年度平均で40.8日であり、本市と比べやや短い状況となっております。

認定調査につきましては、本市に現在在籍している認定調査員66名及び外部委託先の認定調査員により適切に調査が行われております。

また、認定審査会につきましては毎月70回程度開催しており、認定調査等が終了した案件は速やかに審査会に諮ることができているため、現在の申請件数に対し開催回数不足は生じていないと認識しております。

しかしながら、本市の認定までに要する期間は平均で30日を超えており、さらに今後、申請件数の増加が見込まれておりますことから、介護認定の迅速化のためには、認定に係る業務のさらなる効率化が課題と考えております。

そこで、令和5年度に新たに介護認定事務センターを設置し、各区の認定事務を集約化するなど事務の効率化を進めており、今後、先進自治体の取組を参考にするなど、介護認定のさらなる迅速化に取り組んでまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 局長、ありがとうございます。

高齢者人口の増加に伴い、本市の要介護認定者数は今後ますます増加が見込まれ、4万2,000名から、令和22年度には5万9,000名を超えると予測されております。

介護認定の決定には、申請受付後、調査員による調査の実施並びに主治医から聴取した意見書の情報を基に審査資料を作成し、審査員に事前に郵送し、目を通していただき、その後、審査会にて審議をされ決定しています。

答弁では、認定調査員は66名及び外部委託先の調査員により適切に調査が行われているとのことでありますが、本市の認定までに要する期間は平成42.1日と、政令市平均40.8日より長くかかっております。

状態が大きく変わらない更新申請の場合や、特に介護保険の利用を急いでいない場合は問題ありませんが、今まで元気に生活していたけれども、突然状態が悪くなってしまったから今すぐヘルパーさんに来てほしいとか、今までも要支援・要介護状態であったけれども、急に状態が悪化し、今の介護度の限度額では足りないなど、すぐに対処が必要なケースはたくさんあります。結果が出るまでの平均42.1日は大変つらい日々を過ごさなければなりません。

結果を待てられない、今日明日からでもサービスを利用したい、そういった場合に、暫定ケアプランを立てて仮にサービスを利用することは可能ではありますが、この場合、もし調査の結果次第では、思っていた結果が出なかった場合は自費になりますので、簡単に暫定ケアプランで住宅改修等はできません。ぜひ、調査認定員の外部委託の拡充を進めていただきたいとともに、現在政令市では、9つの都市で介護認定事務センターを外部委託しており、認定までの期間が短い傾向にあるようであります。

介護保険法では、申請から30日以内に認定するとしております。一日でも早く支援を待たれる方々のために、迅速化に最大限に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、デジタルを活用した介護認定事務について伺います。

要介護認定をより迅速に行おうと、大分県では、紙の書類をやり取りして進められている現在の手続を、全てデジタル化する事業に取り組まれています。高齢化が進んで申請が増えていることや、郵送による書類のやり取りに時間がかかり、大分では認定までに平均35日かかっているとのことから、より迅速化しようと、申請者が多い大分市や別府市と共同で要介護認定の手続を全てデジタル化することにされました。

具体的には、これまで紙に手書きしていた認定調査をタブレット端末に入力する方法へ変え、審査に必要な主治医の意見書を専用のシステム上で共有できるようにします。また、介護の度合いを判定する審査会も対面式からオンラインに変更し、デジタルで提出できるようにし、ペーパーレス化も図られております。

仙台市では、タブレットシステムを進め、デジタル化を加速しています。これまで審査会1回につきA3用紙70ページから80ページを7部印刷し、各区で2回から4回程度開催しているため、月間の紙使用枚数は多く、印刷した資料は事前に委員の方々に送付しますので、印刷と送付に相当の職員の工数とコストが発生していました。加えて、開催終了後には資料を廃棄する必要があり、その作業負荷も問題となっていたそうです。

紙資料の場合、どうしてもその持ち運びの不便さと紛失のリスクがつきまといまいます。また審査委員の方々も、本来の仕事に従事しているため、どこでも資料を見られるように閲覧性を改善してほしいという要望が上がっていたそうです。認定審査に係る労力の軽減は急務となっており、ペーパーレスシステムを導入されております。

福島県郡山市では、認定事務の各フェーズにおいて、AI等のデジタル技術を導入し、業務フロー、内容の見直しを行い、市民の利便性向上と業務の効率化を実現しています。このことは、政府の規制改革推進会議でも、介護保険の認定にかかる期間が長期化している問題が取り上げられ、AIを活用していくというような議論も始まっているようです。

本市でも、申請者の皆様のために、認定にかかる期間を法定の30日以内にすることを目指すとともに、ペーパーレス化に切り替え、職員の労力も減らしていただきたいと思います。市長の見解を伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 私のマニフェストにも掲げておりますとおり、公平かつ必要な人に行き渡る社会福祉の実現を目指し、健康福祉分野においてもデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXに積極的に取り組むことで、さらなる効率化を進める必要があると考えております。

これまで、手書きの文字を読み取るAI-OCRを導入することで、要介護認定業務の効率化を図ったところであります。また現在、介護事業所等へ認定情報をオンラ

インで提供できるよう、令和7年度の本格運用を目指しシステムを構築中です。

このシステムの導入によりまして、介護サービス利用者へのサービス提供開始までの期間短縮を図り、かつ人材不足が懸念されておりますケアマネジャーの業務負担も軽減できるものと考えております。

議員御提案のタブレット端末の活用や審査会のオンライン化等によるペーパーレス化、AI等のデジタル技術の導入は、業務の効率化等につながることを期待されますことから、介護を必要とする市民の皆様への迅速なサービス提供及び介護事業者における生産性の向上に向け、今後もDXの活用を検討してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 市長、ありがとうございました。

本市では、令和5年の1年間で、新規・再認定を合わせて約3万1,000人分の審査をしていると伺っております。1人当たり数十枚の資料を審査員の数だけ準備しますので、印刷と輸送に相当な職員の工数とコストをかけ、開催後は個人情報のため破棄しています。今後もっと増加する傾向です。ペーパーレス化による職員の負担軽減とコスト削減、何より介護サービスを必要とする市民の皆様への迅速な対応のため、優先的にデジタル化を検討していただくようお願いいたします。

介護サービスに続いて、障害福祉サービスの申請から支給決定までの期間についてお伺いいたします。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び児童福祉法に基づく障害児通所給付、障害児相談支援給付に係る支援決定を受けることにより、各種サービスを利用することができます。

しかし、近年障がい者数の増加に伴って、サービスの利用が年々増加しており、申請から支給決定までに時間が相当かかっているのではないかと危惧しております。

そこで、お伺いいたします。

1点目、本市における身体・知的・精神の障害者手帳所持者数の傾向はどのようになっていすでしょうか。また、近年の障害福祉サービスの申請件数、支給決定者数、実利用者数をお示してください。

2点目、申請から支給決定までに要する平均日数は何日でしょうか。また、日数がかかる要因を伺います。

3点目、申請から支給決定までの平均日数は他都市と比較してどうでしょうか。

4点目、調査員の数は足りているのでしょうか。また、審査会が開催される頻度はどのくらいでしょうか。

5点目、調査の外部委託をしている都市もありますが、本市はしていないのでしょうか。

6点目、本市の課題と認識している点について、健康福祉局長にお伺いします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 障害福祉サービスに関するお尋ねに一括してお答えいたします。

本市の障害者手帳所持者数は、令和5年度末現在で延べ4万7,404名であり、身体は2万7,451名、療育は8,221名、精神は1万1,732名で、身体は減少傾向、療育と精神の手帳所持者数がやや増加傾向となっております。また、令和5年度の障害福祉サービスの申請件数は1万1,911件、支給決定者数は1万2,150件、実利用者数は1万916件です。

次に、障害福祉サービスの新規申請者の申請から支給決定までに要する日数は、令和5年度実績平均で、審査会が必要なサービスは80日、審査会が不要なサービスは34日となっております。申請件数が増加する一方で、申請受付後の調査の実施に日数を要しておりますことから、障がい福祉課及び各区福祉課でプロジェクトチームを立ち上げ、様式の見直しや調査の簡素化等の事務効率化を図っているところです。

指定都市における支給決定までに要する期間は、令和5年度平均で、審査会が必要なサービスは53日、審査会が不要なサービスは15日であり、本市と比べ短い状況となっております。

本市に現在在籍している調査員は35名ですが、業務効率化の改善状況を見極めつつ、適正な調査員数を検討する必要があると認識しております。また、審査会の回数については、各区役所福祉課において毎月1回ずつ開催しております。

本市においては、現在、障害福祉サービスの外部委託を行っておりませんが、今後も申請の見込みが増えていくことを踏まえ、外部委託についても、他都市の状況等を分析しながら研究してまいります。

最後に、本市の課題といたしましては、期間の短縮につながるような事務の効率化を進めていく必要があると考えており、あわせて、さらなる市民の皆様への迅速な福祉サービスの提供を目指して、今後は支給決定に関する事務のペーパーレス化等についても研究してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 人口がやや減少している中で、身体は減少傾向、療育と精神の手帳所持者がやや増加傾向との答弁でしたが、療育は毎年約3%から6%、精神は毎年約4%から12%の間で増加しております。

公表している指定都市14都市における新規申請者の支給決定までに要する期間は、審査会が必要なサービスは53日に対して本市は80日、審査会が不要なサービスは15日に対して本市は35日と、かなり他政令市と比べて日数を要しております。適正な調査員数を増員していただくとともに、外部委託についても、現在15の政令市では既に行っていますので、ペーパーレス化等のDX化とともに推進をしていただき、支援を待っている皆様のために、迅速な福祉サービスの提供ができる体制づくりを何とぞよろしくお願いいたします。

次に、障害者就労事業所の報酬改定の影響についてお伺いいたします。

9月議会で、上野議員より障害者福祉サービスの報酬改定についての質問がっておりますが、改めて本年4月改定されました報酬改定による本市の就労継続支援事業

所への影響についてお伺いをします。

11月中旬の新聞報道によりますと、障がい者が雇用契約を結んで働きながら技能を身につける就労継続支援A型事業所の閉鎖が今春から全国で相次ぎ、3月から7月に、少なくとも4,279人の障がい者が解雇されたことが厚生労働省の実態調査で公表されました。4,279人はいずれもA型事業所で働いていて、うち949人は8月末までに再就職が見つからず求職活動中、936人は企業や他のA型事業所などに再就職し、2,073人は雇用契約を結ばずに働くB型事業所に移ることが決まり、そのほかは今後の移行が未定とのこととあります。

障がい者の年間解雇者数は、一般企業なども含めて過去最高だった2001年度の4,017人を本年度は僅か5か月で超える、かつてない規模になっております。

また、A型事業所は7月末時点、全国に約4,470か所あり、精神・知的障害を中心に約8万7,200人が利用していますが、共同通信が8月行った調査では、3月から7月に約7%強の329か所が閉鎖され、約5,000人が解雇や自主退職となったと報じています。

県内でも、報酬改定を前にした3月から9月までに8事業所が閉鎖され、少なくとも83人の利用者が退職を余儀なくされているとの記事でありました。

私のところにも、その記事を見た障がい者を持つ保護者の方から、今回の報酬改定は何の目的のためにしたのですか、こどもの働く場所がなくなるのではないか、将来がとても不安ですという声が寄せられております。

A型事業所とは、通常の一般就労が困難である者に対し、雇用契約を結んだ上で、障がいや病気に対する一定の支援やサポートをしながら働いてもらうという福祉サービスです。障がいや難病を抱えて体力的、あるいは精神的に不安があり、一般企業への就労に踏み切れない働きたい人が対象になり、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う場でもあります。

そこで、お伺いいたします。

1点目、A型事業所は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないというのが国のルールになっていますが、具体的に説明をお願いいたします。

2点目、改定前のA型事業所数と就労人数をお伺いします。

3点目、改定により閉鎖した事業所数と解雇された障がい者の再就職の状況を把握されていますでしょうか。

以上3点について、健康福祉局長にお伺いいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 就労継続支援事業所への報酬改定の影響に関する3点のお尋ねに一括してお答えいたします。

就労継続支援A型事業所は、障がい者が自立した生活を営めるよう、雇用による就

労機会を提供し、能力向上のために必要な訓練等を行うものであり、こうした支援を安定的に提供する観点から、国はA型事業所に対し、指定の基準として、生産活動の収支が賃金総額を上回るよう求めています。

このような状況を踏まえ、令和6年度の報酬改定では、生産活動の収支が賃金総額を上回った場合を高く評価するとともに、下回った場合の評価を厳しくするなどの見直しが行われました。

本市が指定するA型事業所につきましては、報酬改定前の令和5年度末時点において54事業所、また、令和5年度の月平均の利用者数は1,012人となっております。

令和6年4月以降、本市に廃止の届出をしたA型事業所は3事業所でございますが、そのうち令和6年度の報酬改定の影響であるものは1事業所でした。当該事業所におきましては、利用者からの意見聴取を丁寧に行っており、約7割の利用者はほかのA型事業所に移行され、残りの利用者については現在求職中です。

本市では、障害福祉サービスの事業者が事業を廃止する場合には、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し必要なサービスが継続的に提供されるよう、ほかの事業所やその他関係者との連絡調整を行っており、今後も利用者の意向を踏まえ対応してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 社会経済活動は、コロナ禍前のピークを大きく下回っており、経済が正常化したとはまだ言い切れない状況の中、物価は上昇しており、最低賃金は過去最大の上げ幅で、事業所にとって、生産活動の事業の収入を上げなければならないという今回の改定は大変厳しいものであります。

4月以降廃止した本市のA型事業所は1事業所とのことでした。その利用者の約7割は他のA型事業所に移行されましたが、残りの利用者については現在求職中とのことで、働こうと頑張る人の居場所がなくなり、一定の訓練やサポートも受けられない状況であり、さらに今後も廃止する事業所が増えるのではないかと懸念しております。

そこで、今回の評価項目の見直しについて伺います。

評価項目の見直しでは、生産活動の評価が大きく変わりました。生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点され、生産活動のスコア項目の点数配分が高くなっています。

多様な働き方、支援力向上、地域連携活動の評価点は下がり、利用者が一般就労できるよう、知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について、新たな評価項目を設けています。また、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合には減点項目を設けております。

そこで、お伺いいたします。

1点目、今回の改正は事業所にどのように影響しているのでしょうか。また、今回の国の改定した目的をどのように理解すればよいのでしょうか。

2点目、4月から半年続けてきたけれども、やはり厳しいとなって、さらに閉鎖す

る事業所が出てくるのではないかとも言われています。本市では、10月にアンケート調査を行い、事業収益等状況調査をされていると聞いておりますが、内容と結果はどうだったのでしょうか。

3点目、今後の市の対応はどうされますでしょうか。

健康福祉局長に伺います。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 評価項目の見直しについての3点のお尋ねに一括してお答えいたします。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、就労継続支援A型事業所の生産活動収支の改善と効果的な取組を評価し、経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目の見直しが行われております。

A型事業所にとっては、経営改善の取組が一層評価されるように生産活動のスコア項目の点数配分が高くされており、生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保や水準に大きく影響することになります。

本年10月に本市が実施したA型事業所を対象とした調査では、市内54事業所中、32事業所から回答があり、令和6年4月から9月までの事業収益の前年比は、増収が16事業所、減収が8事業所、変化なしが8事業所となっております。

今後も各事業所の収支改善や持続的で健全な事業運営に資するため、生産活動収支の向上につながる取組として、例えば施設商品販売会等による販路拡大や共同受発注等の活用支援等の側面的なサポートを行いながら、A型事業所の自立を支援してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 今回、生産活動の収支が賃金総額を上回った場合は高く評価し、下回った場合の評価は大変厳しくなっています。

10月実施したアンケート調査では、回答があった32事業所のうち、前年比減収が8事業所となっています。市は各事業所の収支改善や持続的で健全な事業運営に資するため、生産活動収支の向上につながる取組として、施設商品販売会等による販路拡大や共同受発注等の活用支援等の側面的なサポートを行いながら、A型事業所の自立サポートをしていくとの答弁でありました。減収した8事業所が廃止にならないように、サポートしていただきたいと思えます。

先週、私は北区のあるB型事業所に行って話を聞いてまいりました。ここでは、作業の一環としてお弁当の販売、配達が行われていますが、地域には独居老人も多く、自治会と連携をし、配達時に安否確認の役割をされているようで、地域貢献をされています。しかし、B型でも報酬改定で毎年前年度の平均工賃を約3%上回ることを県から求められており、食材やガソリン代、電気代等の物価高のこのときに、工賃を3%以上上げることは大変厳しいと言われておりました。

今回の補正予算に物価高騰対策緊急支援事業がありますが、就労継続支援事業所の

状況をしっかりと把握し、サポートしていただくようお願いいたします。

ちょうど今回、熊本県書店商業組合から、熊本市立図書館の書籍購入方法について相談がっております。

図書館や学校などでは、たくさんの人が利用しますので、汚れや傷みを防ぐため、透明なフィルムでコーティングしたり、バーコードや館名シールを貼ったり、書籍に装備作業をします。この図書装備作業は、技術の習得に多少の時間はかかりますが、その分、障がい者の方々の能力開発と自信につながり社会参加を促します。

書籍を購入する場合は、購入と装備作業を切り分けて別々の契約にさせていただき、運営が厳しい本市の就労支援事業所のサポートができるように、よろしくようお願いいたします。今定例会にも請願書を提出されるとのことですので、議員の皆様にもどうか御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

任意接種ワクチンの公費助成について伺います。

初めに、带状疱疹ワクチンの公費助成については、昨年の12月、本年6月に続き3回連続になりますが、市民の皆さんの要望の声も多いこともあり、元我が会派の藤永議員のピロリ菌の質問を見習って、あえてお伺いさせていただきます。

昨年の10月時点では、全国助成自治体は326自治体でした。6月で質問した際は、5月時点で635自治体、今回11月時点では731自治体と、着実に公費助成している自治体は増えてきています。それだけ要望が大きいものと思います。

政令市では、名古屋市、浜松市、神戸市に続き静岡市が10月から開始をし、4市目であります。県内では水俣市が10月から開始し、3市11町村で始まっています。

6月議会での答弁では、医師会から助成要望が上がっており、全国市長会や九州市長会においても定期接種化されていない現況を課題と捉えており、他都市の状況を調査し、検証を行っているとのことでした。それから僅か半年で質問とは思いましたが、6月議会質問後に厚生労働省の専門部会では、国立感染症研究所のワクチンの分析結果が共有され、生ワクチンと不活化ワクチンのいずれについても有効性や安全性が確認され、費用対効果についても効果が期待できるとして、ワクチン接種費用を公費で補助する定期接種に含める方針が了承されました。今後、接種の対象年齢などについて専門家会議で議論をした上で正式に決定することにしており、議論がかなり進んでいるようであります。

そこで、現在の国の検討状況と本市の検討状況を健康福祉局長に伺います。

続いて、小児用インフルエンザワクチンについてお伺いいたします。

全国的な流行期に入り、今シーズンは大流行するのではと懸念されております。本市では65歳以上の方には助成がありますが、小児に対しての助成がありません。6月、日隈議員からもありましたように、子育て世代に対しての公費助成は必要と考えております。県内でまだ助成していない市は、本市と人吉市だけになり、熊本市内に引越してくられた方は特に強く望まれております。

また、経鼻ワクチンと呼ばれる新タイプのインフルエンザワクチンの使用が認められています。2歳から18歳が対象ですが、今年10月より始まりました。12歳以下の場合には1シーズン1回での接種で済みます。

鼻の中にスプレーするタイプですので、痛くもないワクチンであり、注射が怖くて受けられなかった小児も接種しやすいワクチンです。自治体によっては、公費助成に含まれるところと含まれないところがあります。本市では経鼻ワクチンも含んだ形で小児用インフルエンザワクチンの公費助成をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

任意接種ワクチンの公費助成全般について、市長の見解を伺います。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 私からは、带状疱疹ワクチン定期接種化の検討状況についてお答えいたします。

任意接種ワクチンの定期接種化に向けては、国がワクチンの有効性、安全性及び費用対効果に関するデータを収集し、客観的で信頼性の高い最新の科学的知見に基づき、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等の意見を聴いた上で、評価及び検討を行うこととされています。

带状疱疹ワクチンにつきましては、本年6月20日に開催された国のワクチン評価に関する小委員会におきまして、有効性及び安全性に関する知見等を踏まえ、定期接種化の方向性が報告され、現在は予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査・審議するために分科会に設置された予防接種基本方針部会において、予防接種法における位置づけ及び対象年齢等の議論が行われているところです。

本市では、定期接種化の決定後に円滑な接種ができるよう、予防接種基本方針部会の審議状況を注視しているところであり、自己負担の水準等、他都市の動向の情報収集にも努めてまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 任意接種ワクチンについては、現在、带状疱疹と同様に、おたふくかぜや経鼻インフルエンザワクチン等の定期接種化が検討されているところでありまして、全国市長会や九州市長会を通じ、対象者の拡大や議論の加速化等、早期の定期接種化を国に要望しているところです。

任意接種ワクチンにつきましては、小児に対するインフルエンザを含め、国の指針や学会等により接種が推奨されているワクチンもありまして、ワクチンで防ぐことができる病気を予防することは公衆衛生及び健康保持の観点からも大変重要で、医療費適正化にも資するものと考えております。

小児に対するインフルエンザワクチンについては、県内市町村の多くで接種費用の助成が行われている状況でありまして、子育て世代の負担軽減の効果や他都市の状況等を考慮し、経鼻インフルエンザワクチンを含め、本市独自の任意接種ワクチン費用助成の必要性について検討してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 市長、局長、ありがとうございました。

带状疱疹ワクチンについては、これまでの答弁とほぼ同じで残念ではありますが、国においては定期接種化の方向性が報告され、現在は予防接種法における位置づけ及び対象年齢等の議論が行われているとのことでもあります。決定後は円滑な接種ができるように準備をお願いいたします。

インフルエンザの重症化と患者数では、65歳以上の高齢者の次にゼロ歳から9歳の死亡または重症の患者数が多い傾向であります。経鼻ワクチンを含めた本市独自の費用助成の検討をお願いいたします。

また、先週開催されました厚生労働省の部会にて、HPVワクチンの接種について議論が行われ、今年度末で終了予定だったキャッチアップ接種について、令和7年3月までに1回以上接種した方を対象として、接種期間を最大1年間延長する経過措置を設けることが了承されました。接種は3回受ける必要があり、今年度末に定期接種の対象期間が終わる現在の高校1年生も、今年度末までに1回以上接種をしていれば、経過措置の対象となるようであります。

今回の措置を踏まえ、これまでの内容の訂正と分かりやすい周知をする必要があります。対象者の中には、駆け込み接種やワクチン不足の影響で医療期間の予約が取りづらく、接種を諦めてしまった方もいるかと思えます。延長措置を最大限活用していただくために、今年度末までに1回以上接種すると、残りの接種も無料で受けられることについて、対象となる1歳から27歳相当の未接種者に対して早急に個別通知でお知らせをする必要があるのではないのでしょうか。この点についてもよろしくをお願いいたします。

次に、市営住宅における市による共益費の徴収についてお伺いいたします。

共益費は、公営住宅入居者の共同の利益のため共同して支出することが適当な費用であって、団地内の共同施設の維持運営に要する費用で、これらは入居者が個人で負担すべき性質の費用です。

市営住宅において、家賃・駐車場代は市が徴収していますが、階段灯や防犯灯の電気料金、揚水ポンプ等の動力用電力、共同水洗の水道料金、共用部分の清掃費用と、共同施設の仕様及び維持に要する費用については、各団地の管理組合等が徴収をしています。

しかしながら、近年、入居者の高齢化に伴い、管理組合役員の担い手不足で共益費の徴収に困難を来すケースや、滞納者に対する回収に苦慮している実情が散見されます。団地入居者等からは、次の担い手がない、集金に時間がかかる、滞納者がいるなどの声も上がっており、共益費の集金に関する課題があるのではないかと考えております。

また、団地ごとの共同施設の違いから、それぞれ負担する共益費の決定事務が繁雑になることや、過不足のない共益費の金額設定に苦慮しているとの話も伺っています。

公営住宅法第20条では、「事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な業務を課することができない」となっていますが、公営住宅の仕様に伴って当然必要となる経費、いわゆる共益費を徴収することは、法第20条違反とはなりません。

都道府県では、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、高知県の7都府県、政令市では、仙台市、さいたま市、相模原市、京都市、神戸市、福岡市の6市で、自治体で共益費の徴収・管理を実施しております。

ただし、仙台市は共用部の電気・水道料金のみ全団地ですが、その他の都府県市では一部の団地のみで実施されています。

福岡市では、モデル事業として本年10月より2つの団地で開始をしています。費用のみ徴収する団地と、共用部分の維持管理まで行っている場合と様々な形態があるようです。

本市においても、高齢化の加速が予測される中、各団地の円滑かつ効果的な運営を遂行するため、条例、規則の整備を図り、家賃と併せて徴収していく方法も必要があるのではないかと考えています。

そこで、共益費の徴収に関する課題の認識と、併せて徴収する意向について、都市建設局長に答弁を求めます。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 議員御指摘のとおり、近年は入居者の高齢化に伴う役員の担い手不足や滞納者対応の負担増などが課題となっていることから、現在、集会に参加して助言を行うこととすとか、滞納者宅へ訪問し納付指導を行うなど適正な共益費の管理に向けた支援の強化に努めているところでございます。

公営住宅の共益費を行政が徴収している一部の自治体におきましては、徴収員の雇用や収納管理システムの改修などにより共益費が増加しているところもございまして、本市におきましても同様のコストの増加が見込まれます。

また、共益費の徴収等を市が行う場合、団地内におけるコミュニティの維持に少なからず影響が生じることも懸念されますことから、今後も入居者の皆様が抱える課題や御要望を適切な把握に努めながら、共同施設の管理手法について慎重に検討を進めてまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 局長、ありがとうございます。

以上で、今回私の準備した質問は終わりました。

本日はお忙しい中、傍聴に来ていただいた皆様、オンラインで視聴していただいた皆様、そして議場の皆様、御清聴いただき、心より御礼申し上げます。

以上で終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前 11時00分 休憩

午前 11時09分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

齊藤博議員の発言を許します。齊藤博議員。

〔19番 齊藤博議員 登壇 拍手〕

○齊藤博議員 おはようございます。自由民主党熊本市議団の齊藤博でございます。

令和6年第4回定例会において、一般質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。通告に従いまして質問を行ってまいります。執行部の皆さん、よろしくお願い申し上げます。

まず、熊本市電の上下分離導入延期について質問いたします。

11月22日、熊本市電の安全の再構築を担保するため、上下分離の導入延期が大西市長より発表されました。運行トラブルが続発する熊本市電の危機的状況を踏まえ、現在作成中の軌道運送高度化実施計画を改めて精査するため国への申請が遅れ、結果、来年4月からの上下分離導入が遅れる見通しとなったとのことでありました。

上下分離の導入は、数年前から議会でも議論し、今年の第1改定例会では軌道運送高度化実施計画の申請に関する議案を議決しております。そもそも市電の上下分離導入の目的は、乗務員である非正規職員の正規化による雇用環境や処遇の改善、技術の承継による安全の担保だったはずで

す。市電の運行トラブルが続発する現在の状況では、上下分離導入の延期はやむを得ませんが、延期によって乗務員の皆さんの士気が低下するなど、さらなる運行トラブルが発生するのではと強く懸念いたします。

いずれにしても、熊本市民や電車を御利用いただく皆さんへ、電車運行の安全確保に向けた取組に理解をいただかなければなりません。

そこで、上下分離導入延期の影響についてお尋ねいたします。

1点目、軌道運送高度化実施計画の柱である市電の延伸は具体化しつつあります。予定どおり実施するのでしょうか。国への申請が遅れることで、交付金等に影響はないのでしょうか。

2点目、地域公共交通に関する特別委員会で、市電の運賃改定について説明がなされました。上下分離導入時期が遅れた場合も、運賃改定は実施するのでしょうか。スケジュールも併せてお示してください。

3点目、非正規職員である乗務員等の処遇改善については、上下分離の導入に先行して行うとのこと。どのような対応をお考えなのでしょうか。

4点目、市長は、上下分離導入延期の期間を1年近くと表現されています。その根

抛をお示しください。

以上、上下分離延期に関する影響について、交通事業管理者にお尋ねいたします。

〔井芹和哉交通事業管理者 登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者 答弁に入ります前に、続発する市電の運行トラブルにより、議員各位をはじめ市民の皆様に、多大な御迷惑と御心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます。

交通局といたしましても、令和7年4月の上下分離導入に向けて注力してまいりましたが、一方で、運行トラブルが一向に止まらない現在の状況を看過できず、公共交通の使命である安全を確保するための上下分離導入延期の市長判断はやむを得ないと厳粛に受け止めております。

それでは、上下分離の導入延期に関する4点の質問に順次お答えいたします。

まず、市電の延伸につきましては、スケジュールや交付金に影響が出ないように、予定どおり進めていく方向で国と調整をしているところでございます。

次に、市電の運賃については、これからも持続・安定的に市電を運行していくためには、乗務員等の処遇改善及び安全対策に計画的な投資が不可欠であり、今回の200円に改定する考え方は妥当であると考えております。今後、令和7年第1回定例会に条例改正案を上程し、その後、国への申請、認可を経て、来年6月からの運賃改定を目指しております。

3点目の、上下分離に先行して実施する乗務員等の処遇改善につきましては、上下分離導入までの暫定措置として、給料表の拡充や扶養手当、住居手当の支給についても検討しており、市議会の御理解をいただきながら、当初予定しておりました公社による正規化と同程度の給与水準となるよう改善してまいりたいと考えております。

身分は上下分離導入までは会計年度任用職員のままではございますが、こうした取組により乗務員等のモチベーションを維持し、安全運転の励行につなげるとともに、将来の人生設計への影響を最小化できればと考えております。

最後に、高度化計画の申請時期や上下分離の導入時期につきましては、九州運輸局の改善指示やインシデント等に関する検証委員会の最終報告の内容、さらには国との調整等もあり、明確な時期をここで申し上げることはできませんが、乗務員等の正規化は喫緊の課題でありますことから、導入時期は1年程度の遅れにとどめるよう早急に検討してまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 運賃の改定は来年6月をめどとするとのこと。また、安全運行に大きく関わる乗務員等の処遇改善、当面会計年度任用職員のまま給与の見直しを行うという、全国でも例のない対応となります。組織風土の改善に向け、鋭意努めてください。

市電の運行トラブルが続発し、市民や市電を御利用いただく多くの皆さんが不安を感じておられます。公共交通への信頼が大きく揺らいでおります。今後、二度と運行トラブルは起こさないという強い決意、そして覚悟の下で安全管理に努め、市電に対

する信頼回復に全力をお尽くしいただきたいと思えます。

次に、結婚支援事業への取組についてお尋ねいたします。

今年11月に、自民党熊本市議団より、来年度の予算に対する要望大綱を市長宛て、提出いたしました。昨年10月にも、同じく要望大綱を提出しております。

その大綱の中で、出生率向上のためには安心して結婚し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが急務だといたしております。また、雇用環境や所得の向上と併せて、結婚、妊娠、出産、子育てを通して、全てのライフステージの総合的対策の推進が必要ともうたっております。

その理由は、言うまでもなく少子化という社会的背景があるからです。

その要望に対し、執行部の見解は次のようなものであります。

少子化に対応するため、安心して出産、子育てができる環境の整備や、結婚の希望をかなえるための支援を進める。令和6年度事業としてアプリによるこどもの年齢に応じたきめ細かな情報提供や、結婚支援センターを開設し、結婚を希望する方へ出会いの機会を提供するなど、結婚、妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

その見解を受け、今年度初めて結婚支援センター開設のための予算3,700万円が計上されました。

そこで、子ども局長にお尋ねいたします。

結婚支援事業として進められる結婚支援センターの開設、その進捗をお聞かせください。センターの持つ機能をはじめ、概要をお示しください。

併せてお尋ねします。

結婚支援センターの運営は、多くの人や企業に支えられて成り立ちます。従来より熊本市で取り組んでおりました結婚世話人事業で汗をかいていただいたボランティアの皆さんや熊本市近隣の市町村との連携、あるいは企業や経済団体をはじめとする事業所との連携、また熊本県との関係性が、この事業の成功に向けた鍵となります。事業を進める上で、結婚世話人の皆さんへの処遇や企業や経済団体との連携に向けた取組、また、熊本県をはじめ近隣の市町村との関係性をどのように構築していくのかお尋ねいたします。

また、事業を成功させるためには一定の成果を求めていく必要もあります。どのような項目を運営目標として掲げておられるのかお聞かせください。

大西市長、結婚支援事業への思いとともに御答弁ください。

[木櫛謙治子ども局長 登壇]

○木櫛謙治子ども局長 結婚支援センターの進捗状況と概要についてお答えいたします。

令和7年1月の開設に向け、AIマッチングシステムの開発や事務所の開設準備を進めております。対象者は18歳以上の結婚を希望する独身の方で、熊本連携中枢都市圏の市町村に居住・通勤・通学されている方、あるいは将来移住を予定している方としております。

センターでは、スマートフォン等で利用できるAIマッチングシステムによる、お相手探しやお見合いの申込みなどのサービスに加え、オンラインや対面による結婚相談、婚活セミナー・イベントなど出会いの機会を提供してまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 結婚世話人の皆様には、これまで独身者に寄り添ったお相手探しや結婚相談などに御尽力いただき、心から感謝を申し上げます。

センター開設後は、引き続き培われたノウハウを生かして、お見合いの際に独身者のサポート役をお願いしたいと考えております。

次に、企業や経済団体との連携についてでございますが、結婚支援に取り組む企業や団体とは、婚活イベントの開催などで連携いたしますとともに、経済団体には、センターについて関連企業や従業員の方への周知の協力をお願いしておりまして、官民連携により結婚支援を推進してまいります。

次に、県や近隣市町村との関係性の構築についてのお尋ねでございますが、熊本県とは、結婚支援について情報共有や意見交換を行ってきたところでありまして、引き続きセンターの実績など情報共有等を行ってまいります。

近隣市町村につきましては、センターを熊本連携中枢都市圏の取組に位置づけ、本市を含む13市町村が協力して開設することにより事業効果を高めてまいります。

次に、センターの運営に当たりましては、多くの方に入会していただくことが重要でありますことから、入会者数を指標として、まずは令和6年度の目標を500人としておりまして、3年後の入会者数を2,500人と目指してまいりたいと考えております。

次に、結婚を希望する方にとって、その希望が叶うことは人生をより豊かにするものというふうに、私自身考えております。また、未婚化・晩婚化が少子化の大きな要因であることから、結婚支援を強化することは大変重要であると認識をしております。

結婚支援センターの開設を契機として、結婚を希望する方を全力で支援いたしますとともに、県や近隣市町村をはじめ民間における結婚支援の取組との連携も図りながら、社会全体で結婚を応援する機運を醸成してまいりたいと考えております。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 結婚支援センターの開設は、令和7年、来年の1月開設予定。熊本市を含む13市町村の共同事業としてスタートいたします。結婚支援に取り組む企業や団体、各自治体との連携を深め、信頼される施設運営にぜひ御尽力ください。期待しております。

次に、肥後六花の伝承に向けた取組についてお尋ねいたします。

肥後六花とは、肥後ツバキ、肥後シャクヤク、肥後ハナショウブ、肥後アサガオ、肥後菊、肥後サザンカの総称であります。

私は今年に入り、肥後六花それぞれの保存活動を行っておられる団体の役員の皆様にお会いする機会を得ました。それぞれの品種を守っていくための課題や今後の展望

についてお話を伺う中で、高齢化や後継者の不足で肥後六花の栽培技術の伝承が困難になりつつあるという現実に直面いたしました。結果、種の保存や品種の改良にも支障を来しております。肥後六花は自然には存在しません。種を守ろうとする力が必要であることを改めて痛感いたしました。

肥後シャクヤクの現状を一例だけ御紹介いたします。

肥後シャクヤクは、肥後六花の中でも最も古い歴史を持つ品種と言われております。歴史の中で、その品種は300を大きく超えていたようですが、現状確認できる固有種は30種ほどに激減しております。その固有種を守るために御奮闘いただいております栽培家は県内ではほぼ1軒。肥後シャクヤクには既に保存団体もなく、技術の伝承に向けた体制を整える余地などありません。

一方、肥後シャクヤクの固有種を守るためには、株分けという栽培方法を用います。花粉受精で紡がれる種は純粋勾配に当たらず、固有種としては認められません。そこに栽培の難しさもあり、技術の伝承が困難なゆえんとも言われます。熊本城や動植物園にも肥後シャクヤクは存在しますが、固有種がどの程度残っているのか定かではありません。そのような現状を思うと、肥後シャクヤク固有種の存続に大きな不安を覚えます。肥後シャクヤクの一例を挙げましたが、肥後六花全体の共通した課題と捉えるべきでもあります。

また、肥後六花のそれぞれ固有種が現在どれほど存在するのも不明瞭です。今後、肥後六花の現固有種の確認や保存に向けた学術的視点も求められます。

一方で、熊本市の肥後六花に対する支援体制にも課題があります。肥後ツバキと肥後サザンカは農業支援課が、肥後アサガオは熊本市博物館が、肥後菊は熊本城総合事務所が保存団体の事務局、肥後シャクヤクと肥後ハナショウブは熊本市に窓口はありません。

また、熊本市には博物館相当施設であり、肥後六花のうち4つの種が栽培されている動植物園があります。その役割は、種の保存、調査・研究、社会教育などとなっております。例えば京都府立植物園では、絶滅危惧種の保存と調査・研究が行われてもおります。

肥後六花の所管はどこになるのか。ぜひ市の責任として、肥後六花の保存活動を行っている団体の皆さんとともに固有種の保存活動に向けた取組を推進し、予算を割くなど、具体的施策をお願いしたいと思います。

行政の支援体制の強化や執行部の所管の見直しについては文化市民局長へ、肥後六花固有種の保存、学術的調査・研究は動植物園を所管する経済観光局長にお尋ねいたします。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 私からは、行政の支援体制の強化等についてお答えいたします。

肥後六花は、江戸時代から続く伝統園芸として各保存会がこの伝統を連綿と守られ

てきたものであり、このような文化を後世に継承していくことは大変重要なことであると認識しております。

これまで本市におきましては、関係部局が4保存会の事務局を担うとともに、動植物園はもとより熊本城内に肥後名花園を設置しまして、保存及び市民や観光客の皆様の鑑賞に供しております。

肥後六花の課題につきましては、本市でも現状を伺ったところでありますが、引き続き熊本の貴重な宝である肥後六花を後世に適切に継承していけるよう、各保存会の御意見も伺いながら、本市における取りまとめ窓口や支援体制の在り方など関係部局と協議し、効果的な対策を検討してまいります。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 私からは、動植物園の取組についてお答えいたします。

高度な栽培技術が必要とされます肥後アサガオ、肥後菊を除いた肥後ツバキ、肥後サザンカ、肥後ハナショウブ、肥後シャクヤクの4種につきましては、栽培や展示を行いながら種の保存に努めますとともに、花の見頃の時期におきましてはSNSによる情報発信を行っているところでございます。

また、保全価値の高い希少種を適切に管理していくため、令和5年11月に策定いたしました熊本市動植物園コレクションプランにおきまして、これら4種を積極的に保全する伝統園芸種として位置づけております。

今後も積極的な情報発信に努めてまいりますとともに、保存団体や市内の関係部署と連携いたしまして、伝統園芸でございます肥後六花の種の保存及び固有種の現状や管理手法などの調査・研究に取り組んでまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 肥後六花を熊本の伝承文化として後世に紡いでいくためにも、広報活動等の支援体制の強化は文化市民局、種の保存や調査・研究は動植物園が主体的に取り組んでいただくよう強く要望いたしておきます。

先般、肥後六花を栽培する熊本城の肥後名花園にお邪魔いたしました。管理業務に関わる業務職員12名の皆さんが、肥後六花の栽培に汗を流しておられる姿に感銘を受けました。肥後六花の栽培には高い技術と熱い思いが必要です。その思いが伝わってきた現場でありました。

その業務職員の皆さんにも、肥後六花の栽培技術の伝承が求められますが、六花全ての栽培技術を持った職員は約1名と聞いております。今後、熊本城や動植物園で肥後六花の栽培を続けるためには、後継者の育成が急務です。肥後六花の栽培に技術の軽症が行われなければ、市が管理する肥後六花の栽培技術が途絶えてしまう可能性があります。業務職員の新たな雇用がない中、早急に栽培体制に向けた取組を強化すべきです。肥後六花それぞれの保存団体の皆さんとともに、固有種の保存のため、行政自ら固有種栽培を行い、技術の伝承を図っていくことこそ、未来に肥後六花を紡いでいく礎となるものと考えます。

大西市長、肥後六花に対する思いとともに、今後の栽培体制に向けた熊本市独自の取組姿勢をお示しください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 肥後六花については、武士のたしなみとして始められ、熊本独自の気品や端正等のイメージを持つ本市の貴重な伝統園芸であり、後世に継承していくべき伝統文化と考えます。

また、市の花であります肥後ツバキにつきましては、現在、私自身が肥後つばき協会の会長を務めております。

各保存会では、高齢化や後継者不足に加え、種の保存や継承など様々な課題がありますことから、保存会から御意見を伺い、本年8月から関係部署による協議を開始したところです。

今後、改めて各保存会とも協議を行い、それぞれの課題を整理した上で、例えば会員の募集支援や保存会と栽培技術や固有種の共有を図るなど、行政として必要な支援や取組を検討してまいります。

また、本市における栽培体制の充実に向け、今後、栽培手法のマニュアル化や組織横断的な推進体制等を検討し、後継者育成や技術の継承に努めるとともに、肥後六花の種の保存及び調査研究に取り組んでまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 肥後六花の伝承には大きな力と必要であります。保存団体の皆さんとの連携や熊本市の栽培体制の再構築など課題は山積しています。市の責任として、肥後六花の伝承に向けた取組に御尽力ください。期待いたします。

次に、熊本市が所有する不動産の管理や運用状況についてお尋ねいたします。

資産マネジメント課が所管する固定資産台帳には、本市が所有する不動産の所在地や財産区分、地目や登記面積、簿価などが明記されています。その固定資産台帳より抜粋した未利用地のリストを確認すると、熊本市が所有する不動産で利用されていない土地は、公営企業所管分を含め155件、登記面積は25万5,000平米余り、簿価は42億円余りとなっています。

しかし、その未利用地リストを確認すると、疑問を感じる点が多く見受けられます。不動産、簿価の妥当性や未利用地リストにもかかわらず、現在利用されている不動産が含まれていたり、統一された見解の下で運用されているとは言い難いリストとなっています。本市が管理運用する不動産は、熊本市民の財産として丁寧に管理運用が図られるべきですが、その運用や管理の仕方に課題があるように感じます。

そこで、お尋ねいたします。

本市の固定資産台帳や未利用地リストはどのように管理運用されているのか、簿価の見直しは定期的に行われているのか、対象となる不動産の現況は更新されているのか、その更新はどのように行われているのか、財政局長にお尋ねいたします。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 本市が所有します不動産の固定資産台帳並びに未利用地リストの管理運営についてお答えいたします。

地方自治体が所有します資産につきましては、国において統一的な基準による地方公会計マニュアルが示されておりまして、本市におきましては平成29年度から固定資産台帳を整備し、市のホームページで公表しているところでございます。

次に、固定資産台帳は、毎年度、各所管課において調整を行い、資産の取得や減価償却等を反映し更新しているところでございますが、その簿価は、国が示すマニュアルに基づき取得原価としており、取得後の再評価は行っておりません。

未利用地リストにつきましては、毎年度全庁的に照会を行い、その内容を更新し、市内での利用希望を調査する際に利用しているところでございます。なお、利活用が見込めない未利用地につきましては、普通財産の有効活用に関する要綱に基づきまして売却することを基本としております。

売却を含む未利用地の利活用に当たりましては、副市長を会長といたします熊本市市有財産審議会にて適正な審議が行われており、一定の要件を満たす案件につきましては議会において議案としての審議をお願いしているところでございます。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 ここで、未利用地に分類されるべき主な不動産の有効活用や運用方法について幾つかお尋ねいたします。

まず、南熊本2丁目の遊休資産です。

熊本市食肉センター跡地、コロナ禍にはPCR検査場としても利用されていた場所であります。現在建物はなく空き地です。一方で、熊本市中央区土木センターは、現在西区蓮台寺にあり、西区土木センターと併設しています。南熊本の食肉センター跡地に中央区土木センターを移設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

なお、当該地は未利用地リストには計上されておられません。その理由も併せて御答弁ください。

次に、熊本城址にあるJT跡地とNHK跡地について言及します。

現在、いずれの土地も熊本城復興のための石材置場となっています。JT跡地は令和2年に15億円で購入、NHK跡地は令和4年に16億8,000万円にて購入いたしております。熊本市は、この2つの土地に30億円を超える金額を費やしています。5,000坪を超える景観的にも優れた土地を全て石材置場として利用することが妥当なのか。

例えば、JT跡地だけでも早期に南側の高橋公園と一体的な整備を進め、回遊性の向上やにぎわい創出の拠点化を進めるべきです。熊本地震から8年経過し、城域整備が進む中、新たな土地利用に向けた取組に期待したいところであります。JT跡地、NHK跡地に対する所見をお聞かせください。

なお、この当該地も未利用地リストには計上されておられません。

次に、秋津浄化センター跡地について言及いたします。

秋津浄化センター跡地は、約5,700坪の遊休資産です。未利用地リストにも計上さ

れ、所管の環境局にて今後の土地利用について検討いただいております。当該地の今後の利用方法については、校区コミュニティセンターの設置や熊本地震の記憶を風化させないための記念館の設置要望が地域の皆様方から上がっております。そのお声に最大限配慮し、要望に添った取組に期待いたします。秋津浄化センター跡地整備に関する所見をお聞かせください。

財政局長、一括して御答弁ください。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 未利用地の活用3点について、一括してお答えいたします。

議員お尋ねの食肉センター跡地は、平成28年の用途廃止後、売却することを基本としていたところですが、熊本地震を受けまして、敷地の約半分に災害公営住宅が整備したところがございます。

災害公営住宅整備後は、コロナ禍に伴うPCRセンターの敷地として利用され、その後、市有財産審議会において売却の方針が承認されましたことから、未利用地リストには掲載しておりません。

また、JT跡地及びNHK跡地は、特別史跡として取得した行政財産でありますことから、未利用地リストには掲載しておりません。

現在、熊本城の復旧に向け、被災した石垣の石置場として活用しておりますが、将来的には文化庁と協議の上、史跡整備を行っていくものと承知しております。

最後に、秋津浄化センター跡地は、令和3年度に施設解体が完了し、更地の状態でございます。現在、地域からの御要望を受けておりますことは承知しており、跡地活用について庁内の各局で検討を行っております。

今後とも未利用地の有効活用に向けまして、議会はもとより市民の皆様の声を十分にお聞きしながら、検討してまいりたいと存じます。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 財政局は、庁内横断的に市有資産のマネジメントをするべきという思いから、今回あえて所管ではなく財政局長にお尋ねいたしました。

市有資産の管理運用は、所管任せではなく財政局が積極的に庁内の議論をリードしていくべきと考えます。資産管理のプロとして、市民の財産である市有資産の効果的な運用にぜひお努めください。

ここで、改めて要望いたします。

食肉センター跡地への中央区土木センターの移転を検討できませんでしょうか。いい候補地だと思います。所管の中央区長に改めて見解を伺います。

〔土屋裕樹中央区長 登壇〕

○土屋裕樹中央区長 中央区土木センター移転の検討についてお答えいたします。

中央区土木センターについては、西区土木センターと同じ敷地内にあり、中央区内に設置されていない現状は課題であると認識しております。

同センターの移転先として、これまで中央区内の既存市有施設の利活用を基本に検

討してまいりましたが、いずれも敷地面積の不足に加え、周辺の道路事情や住環境への影響などから適当ではなく、移転に至っていない状況でございます。

議員御提案の食肉センター跡地については、先ほどの財政局長答弁のとおり売却予定とされております。このため、同センターの移転先につきましては、今後、中央区内の既存施設の利活用に加え、未利用地等への移転・新築についても検討してまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 食肉センター跡地は売却ありきとしか、私にはどう聞いても聞こえません。なかなか議論が深まりそうにありませんので、次の質問にまいります。

新庁舎の整備事業についてお尋ねいたします。

令和6年8月に、熊本市新庁舎整備に関する基本構想が取りまとめられました。

その中で、概算事業費は合計で616億円プラスアルファとなっています。設計費20億円、建設費360億円、駐車場整備費61億円などとなっています。この概算事業費は、本来、本庁舎、議会棟、中央区役所を同じ場所で建設することを前提とし、試算されたものと理解しておりました。本庁舎及び議会棟と中央区役所を別棟とする基本構想にはそぐわない資産ではないでしょうか。

一方で、建設費360億円の根拠は、新庁舎の必要延べ床面積6万平米に建設コストとして平米単価60万円を掛け合わせたものであります。さらに設計費は、その建設費の5.5%としております。すなわち平米単価の妥当性が崩れれば、建設費や設計費は大きく変動することが想定されます。平米単価や分棟要因をはじめ、今後の物価上昇や賃金の上昇要因を加味すると、基本計画等で明らかとなる概算事業費はいかほどになるのかと不安にもなります。仮に平米単価が80万円、坪単価換算で264万円として試算すると、建設費は120億円上振れします。

そのリスクを軽減し、市民の皆さんに適切に説明し得る方法を検討すべきと考えます。

そこで検討いただきたいのが、概算事業費の上限制度の導入であります。事業計画の変動要因や物価上昇率、労務費の上昇要因等を加味し、現状で想定し得る概算事業費の上限を金額で示すこととあります。そして、概算事業費の上限として示された金額で市の財政負担を検証する。主要財政指標や超長期にわたる収支総括を示すことで、将来への不安が一定量、払拭できると考えます。この概算事業費の上限制度を今後の計画に盛り込んでいただきたいと存じます。

政策局長、所見をお願いいたします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 現在、基本構想でお示ししております新庁舎整備の概算事業費616億円は、本庁舎及び議会棟と中央区役所を分棟で整備することを前提として必要な規模を整理し、試算したものでございます。

議員御提案の概算事業費の上限設定につきましては、労務単価や資材価格の変動を

中長期的に見込むことは困難でありますことから、今後策定をいたします基本計画、基本設計、実施設計の各段階におきまして、その時点での実勢を踏まえた金額をお示しし、併せてその金額を反映した財政の中期見通しや各種財政指標の公表等を行うことで、議会や市民の皆様に、より正確な状況を御理解いただけるよう努めてまいります。

なお、現在、労務単価等が上昇傾向にありますことから、今後、事業費が増加することも想定されるが、新庁舎整備に当たりましては、必要な機能は確保しつつも過剰な性能、仕様とならないように留意し、財政局と連携の上、本市財政への影響も検証しながら、事業費の抑制に努めてまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 陪餐事業費の上限制度を設けることには否定的な御見解でありました。極めて残念であります。

計画が進むにつれ、概算事業費が右肩上がりに増大することは許されません。新たな計画が明らかとなるたびに事業費が増大し続けることがないように、慎重に御検討をいただき、その抑制に努めていただきたいと思います。

次に、現庁舎跡地の再整備に向けた方針についてお尋ねいたします。

現庁舎跡地の再整備事業への着手は、新庁舎が竣工し、現庁舎の取壊し後ということとなり、おおむね9年を超える時間を有しますが、新たな計画の策定は市民の皆さんの同意を得ながら丁寧に進める必要がございます。

そこで、2点要望いたします。

現庁舎跡地の再整備事業へ向け、構想案作成に至るスケジュールと、新たなまちづくりの基本構想の準備を速やかに進めていただきたいと思います。また、その基本構想を取りまとめるため、有識者や関係団体、議員などからなる協議機関を設けていただきたいと思います。

もう一点、今後現庁舎跡地の再整備事業を進める中で、当該地を売却することなく熊本市で所有権を維持し、計画を進めていただきたいと思います。

時代を経て、次の庁舎建て替え候補地として、未来の世代が現庁舎跡地で新たな庁舎建設の検討ができるよう、その可能性を残してください。また、熊本市で所有権を確保し続けられれば、土地の利活用に対して市が影響力を行使し、行き過ぎた開発を抑制する効果も併せ持ちます。ぜひ、超長期の定期借地権を利用した計画立案をお願いしたいと思います。

大西市長に所見をお尋ねします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現庁舎跡地の利活用をはじめ、庁舎整備を契機としたまちづくりについては、本市の将来に関わる極めて重要な取組でありますことから、慎重かつ丁寧に議論を進めていくべきであると考えております。

そこで、現庁舎跡地の利活用をはじめ、周辺のまちづくりについての方向性を（仮

称）庁舎周辺まちづくりプランとして取りまとめることとしておりまして、来年度にはプランの概要をお示しし、再来年度までに策定を行いたいと考えております。

策定においては、新庁舎に併せた周辺環境の整備はもとより、現庁舎跡地にふさわしい用途や公募の時期など、今後の跡地利活用に係るスケジュール感のほか、建て替え促進や回遊性向上など、新たなまちづくりを推進していくための具体的な内容についても検討を進めてまいります。

議員御提案の定期借地権の設定につきましても、この検討の中において、土地の所有形態はもとより市の財政に与える影響、次の庁舎建て替え計画、市の象徴的な場所としての意味合い等も踏まえながらメリット・デメリットなどの整理を行ってまいりたいと考えております。

なお、検討に当たりましては、有識者、経済団体、関係機関等から構成をいたしませぬ附属機関の設置を考えておりまして、ここで検討した内容については、庁舎整備に関する特別委員会をはじめとする議会の皆様に丁寧に御報告し、御審議いただきたいと考えております。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 来年度から、現庁舎跡地の利活用をはじめ庁舎周辺まちづくりプランの策定が始まるとのこと。市民の皆さんの声を大切にし、町なかのにぎわいの創出が実現するよう魅力的な計画づくりをお願いしたいと思っております。

また、計画策定に当たって、市の附属機関の設置を検討するとのことですが、有識者、経済団体等からのメンバーに加え、議員の参画もぜひ御検討いただきますように改めて要望しておきます。

そして、現庁舎跡地の開発については、定期借地権の検討を改めてお願いしておきます。

次に、災害時における避難所の運営体制についてお尋ねいたします。

令和6年8月28日、台風10号の接近に伴い、熊本市内全域に警戒レベル3高齢者避難が発令され、同時に市内各所に避難所が開設されました。台風10号の進行速度は極めて遅く、避難所の開設は3日間にも及びました。各避難所の運営は市職員の担当制であり、1避難所3人体制、うち女性が原則1人です。

台風10号下の避難所開設に当たっては、事前に人事課より長時間労働が予想されること、食料品や日用品などを事前に余裕を持って準備すること、交代で適時休憩を取ること等の市職員の服務取扱いについて通知が発信されておりました。

しかし、緊急時・災害時であるがゆえに時間的予見は難しく、いつまで避難所開設が続くのか分からない状態でありました。

避難所開設中、担当職員は、交代要員もなく、持参する食事もせいぜい1日分、シャワーも浴びることができない状況でありました。災害時や緊急事態の避難所だからと言ってしまえばそれまでですが、3日間、真夏に冷房のない体育館で、交代要員もなく、シャワーも浴びず、食事もままならない状況というのはいささか負担が大き過

ざるのではと考えます。

聞いた話では、ある避難所の担当職員に対し、地域の方々が「きつかるけん食べなっせ」と差し入れをお持ちいただいたということもあったそうでもあります。大変ありがたいお心遣いです。しかし、地域の方々に心配をおかけする避難所というのは、本来その機能を考えれば本末転倒。避難所開設時における担当職員の食事ぐらいは、保存食をストックしておくなど検討してもよいと考えます。

避難所運営のための職員の拘束時間や衛生管理、食事について、改善する余地があると思いますが、いかがでしょうか。政策局長の所見をお尋ねいたします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 令和6年8月29日から30日にかけて本市に接近した台風第10号への対応として、市民の皆様にも明らいうちに安全に避難いただくため、28日15時30分に高齢者等避難を発令し、指定緊急避難場所を開設いたしました。

今回の台風は進路予測が困難なことに加え速度が遅く、避難が長期化することが予見され、暴風の中での職員の入れ替えは危険を伴いますことから、職員に対しては、あらかじめ長時間の業務に備え、食事や日用品を準備することや、避難所内で従事している職員3名が交代で適宜休憩を確保するなどの周知を行いました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、災害対応時の職員の勤務環境等については過度な負担がかからないよう、入れ替え要員の確保や衛生環境の整備など、他都市の状況を含め調査研究を進めてまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 避難所の運営で最優先されるべきは、言うまでもなく避難してこられる方々であります。一方で、避難所運営に関わる市職員の働く環境にも配慮いただき、改善すべき点があればぜひ善処いただきたいと思っております。

次に、避難行動要支援者制度についてお尋ねいたします。

避難行動要支援者制度に係る説明会が10月25日以降、市内各地で開催されました。従前より地域に還元されていた要援護者登録者名簿と、熊本市が法律に基づき運用していた避難行動要支援者名簿を一本化して運用したいとの趣旨の説明会でありました。

要援護者登録者名簿は、本人申請による約8,000人分の名簿。個別支援プランが既に策定されており、地域の関係団体に送付されております。

一方で、避難行動要支援者名簿は、熊本市が要介護度や障がい区分などを基に要件を満たす対象者をリスト化したもので、約4万人分の名簿。その運用には本人の承諾が必要であり、個別避難計画を改めて作成する必要があります。

この2つの名簿を一本化し、実効性のあるものへと見直すところが今回の制度の目的であります。

しかし、この新たな名簿を有効に活用するためには、名簿を管理運用する各地域の自治会や民生委員、校区社会福祉協議会等の御協力が不可欠であります。新たな避難行動要支援者名簿を改めて還元することは、地域団体の皆さんにとって負担が増すこ

とになりませんかでしょうか。これは所見をお聞かせください。

さらにもう一点、避難行動要支援者名簿の運用方法でお尋ねいたします。

平常時は外部提供に同意を得た方の名簿が地域の団体などに提供されることとなりますが、災害時は外部提供に同意を得ていない方の名簿まで、追加で地域の団体などに提供されるということになっています。災害時に新たな名簿がどのような形で地域団体などに提供されるのか、そもそも外部提供に同意していない方々の名簿を地域団体などへ提供することに問題はないのか。

災害時に、面談したことも訪問したこともない方の名簿が送られてきて、助けてあげてくださいと言われても、地域の団体の皆さんは戸惑われるばかりだと思います。

執行部の所見をお聞かせください。政策局長、お願いいたします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 本市では、災害時における要支援者に対する2つの制度を一本化し、令和7年度から災害対策基本法に基づく避難行動要支援者制度に移行するため、現在、詳細な制度設計を進めております。

本制度を効果的に運用するためには、地域関係者の皆様の御協力が必要不可欠でございますが、10月に実施した地域説明会において、議員御指摘のとおり、名簿登載者の増加等による負担増の御懸念について多くの御意見をいただいたところでございます。

御意見を踏まえ、本市といたしましては、地域関係者の皆様が現在担われている役割を十分に勘案しながら、市としての期待する役割や各地域団体等の特性に応じた取組可能な役割を改めて整理し、お示しする必要があると認識しておりまして、制度移行に向けて実施する地域説明会等において、御理解と御協力をいただけるよう丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、同意が得られていない方を含む避難行動要支援者名簿の災害時の外部提供につきましても、災害対策基本法において、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき」は、「本人の同意を得ることを要しない」と規定されておりまして、災害時に市が必要と判断した場合には、同意の有無にかかわらず外部提供が可能であると考えております。

この災害時の名簿提供に当たりましては、今後、提供する災害規模等の条件や目的をはじめ、提供の時期、提供先や提供手法などを具体的に定め、災害時に地域関係者の皆様が混乱することがないように事前の周知を徹底してまいります。

今後とも地域関係者の皆様との連携・協力の下、実効性のある避難行動要支援者制度の構築と適切な運用を目指してまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 地域団体の皆さんにとって、新たな制度が過度な負担とならぬように、御理解をいただくための丁寧な説明に心がけ、災害時や緊急時に新たな制度が支障な

く運用できるように、全力で御尽力いただきたいと思います。

私からの質問は以上でございます。

御答弁をいただきました大西市長をはじめ執行部の皆様、誠にありがとうございます。また、御清聴いただきました全てに皆様に感謝申し上げ、質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 2時00分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

北川哉議員の発言を許します。北川哉議員。

〔23番 北川哉議員 登壇 拍手〕

○北川哉議員 皆様、こんにちは。熊本自由民主党市議団の北川哉でございます。

令和6年は、3月の予算決算委員会、予算に対する総括質疑と、6月には一般質問、そして9月には決算に対する総括質疑、そして12月には一般質問と毎議会の登壇になりますが、またかと思われるかもしれませんが、皆様、御理解を賜りたいと思います。登壇の機会を与えていただいた先輩議員、同僚議員の皆様には心から感謝を申し上げます。

それでは、早速ではありますが質問に入らせていただきます。

先月9日と15日、熊本市電が赤信号を無視して交差点に進入するという、今年の運行トラブルとしましては14件目となるインシデントが発生いたしました。交通局では会見を開き、謝罪と経緯について説明が行われ、九州運輸局へ報告したとのことでした。

今年に入り、年明けの5日にドアを開けたままの走行、重大事故としては停留所間のポイントでの脱線と、インシデント、重大事故と数多く発生しております。

過去の質問や委員会においても、私自身が医療機関での勤務経験があり、その場でもフェイルセーフやフルプルーフといったヒューマンエラー、人的要因に起因したインシデントや事故に対する対策を執行部、管理職が注意して行う必要があることを認識指摘してまいりました。

人的ミスは、完璧な人間はいないので起こります。今の交通局では、人的ミスを起こさないためにより注意を払っていることは分かりますが、その弊害として、職員さんが疲弊しているのではないかと思います。こうやって質問することも疲弊させている要因と思わないでもありませんが、これで最後の指摘とさせていただき質問いたし

ます。

今年に入ってから熊本市電でのインシデント、重大事故、自動車等接触事故などについて説明いただきたいと思います。件数や九州運輸局からの指導内容、検証委員会の状況等も併せてお願いいたします。また、今後の対策についてもお聞かせください。

この問題は命に関わることでもありますし、今後公共交通を生かしていくため、熊本市交通局が上下分離方式や市電延伸を進めていくためにはクリアしないといけない課題だと思いますので、多少時間を取っていただいても構いません。市民の皆様に分かるように、詳しく御答弁をいただければと思います。

交通事業管理者にお尋ねいたします。

〔井芹和哉交通事業管理者 登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者 市電におけるインシデント等の状況及び今後の対策について御質問にお答えいたします。

今年に入ってからインシデントや事故等の件数につきましては、昨日、12月2日現在でインシデントが10件、人身事故が2件、脱線事故が1件、行き先誤り等の運転ミスが3件、右折自動車等との接触事故が23件でございます。

これまで個別の再発防止策や設備に関する対策はもとより、外部検証委員会による短期対策等に取り組んでいるにもかかわらず、先月には2週続けて信号冒進事案を引き起こすなど運行トラブルが立て続けに発生していることに、交通局を預かる立場として大変申し訳なく思っております。この場をお借りして深くおわび申し上げます。

9月に出された九州運輸局からの緊急保安監査に基づく改善指示では、安全管理体制の再構築及び運転知識・技能の保有状況の管理など4つの改善指示を求められましたが、その原因は、これまで経営健全化を最優先に、安全面ではなく効率化という観点で組織体制を見直してきた結果であると深く反省しております。

そこで、先月1日に専任の安全統括管理者を設置し、組織的な位置づけも強化するなど早急な改善措置を講じたところであり、新しい安全統括管理者を中心に早急に検討を進め、改善を図りつつ、国への最終報告書を取りまとめたいと考えております。

また、5月設置の外部検証委員会におきましても、現在組織上の背景的要因等の分析を行っていただいております。また、5月設置の外部検証委員会におきましても、現在組織上の背景的要因等の分析を行っていただいております。また、5月設置の外部検証委員会におきましても、現在組織上の背景的要因等の分析を行っていただいております。

今後も国からの改善指示、検証委員会での御意見に速やかに対応していくとともに、車両更新や施設整備を含めた安全対策及び安全意識の向上に全力で取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 午前中に齊藤議員からも御質問があったように、これからどのように市電を存続していくかが問われる上下分離方式導入や市電延伸と前に進む施策を実施して行くに当たって、今年に入ってから問題、課題は大変ゆゆしき事態だと思います。

ここで、今年に入ってからのことを再確認し、先ほども申しましたが、これが最後の指摘となるようにお願いしたいと思います。

経営健全化を最優先に、安全面ではなく効率化という観点で組織体制を見直してきた結果であると深く反省しているという答弁でもありました。国からの改善指示、検証委員会での御意見を速やかに対応していくとともに、車両更新や施設整備を含めた安全対策及び安全意識の向上に全力で取り組み、信頼の回復に努めてまいるとの言葉を信じたいと思います。

次の質問に移ります。

インシデントや重大事故、そして自動車等への接触事故等についての質問と問題・課題に対しての質問でしたが、続いては前に進める質問といたしますか、事故等ではない諸課題について質問いたします。

電車の運行では軌道敷が必要です。延伸に関しても用地買収が必要な旨の説明がされており、敷地が必要になります。現在の市電運行区間では、道路の自動車と言う1車線以上の敷地を占有しています。場所によっては軌道敷の占有により道幅が狭くなっているところもあり、軌道敷内へ侵入しなければならない場合が出てきています。当然、自動車等の右折など、必要な場合の軌道敷内への侵入が行われます。

そこで、軌道敷内での交通法規を教えてください。また、軌道敷内への侵入等で、交通局として対策を行っていることを教えてください。軌道敷内への右折等による侵入では、侵入するために斜線上で待っている車が渋滞を招いているのではないかとの指摘もあり、極端な話では、市電が熊本市の渋滞を招いているので、市電を廃止して車線を増やせば渋滞解消になるという話も出てきています。私は今後の高齢化社会や人口減少社会において、働き手の不足や移動手段の確保の観点からも、軌道敷を走る電車は、安全輸送の観点や自動運転技術の進展により必要なものと思っています。

そこで、軌道敷内への右折等による渋滞の状況、その認識、渋滞を招いているであろう場所があったら教えてください。熊本市電による渋滞発生の可能性がある場合に、その対策についてお考えをお聞かせください。

交通事業管理者と都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉交通事業管理者 登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者 私からは、軌道敷内での交通法規や軌道敷への侵入対策についてお答えいたします。

軌道敷内の自動車等の通行に関しては、道路交通法第21条で「車両は左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切する場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならない」とされており、自動車等の通行は原則禁止されております。

そこで、軌道敷内への自動車進入等の対策といたしまして、道路と軌道敷の境界へのカラー塗装や注意看板、ポールコーン、電車の接近を音と光で知らせるメロディーホーンの設置等に加え、交通局ホームページや運転免許センター、レンタカー会社で

注意喚起の広報等を実施しております。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 熊本市電が往来する熊本高森線、いわゆる電車通りを含む自動車交通量の多い道路における一部の右折専用レーンがない交差点におきましては、右折するために待機されている車両により、後続車が滞留しやすい傾向にあるものと承知しております。

一方で、定時性に優れ大量輸送が可能な市電は、半導体関連産業の進出も相まって深刻化の一途をたどります都市圏全体の交通渋滞の緩和でありますとか、進展する超高齢社会における高齢者等の移動手段となるなど、その重要性はより高まっているものと認識しております。

今後は、交差点改良による右折レーン追加の検討や時差出勤の取組拡大によるピーク交通量分散、さらには現在市電で実施しておりますタッチ決済の運賃上限設定割引等による利用促進など、渋滞解消に向け、多面的にスピード感を持って取り組んでまいります。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 軌道敷内の自動車等の通行に関しては、道路交通法第21条にて「軌道敷を横切の場合又は危険防止のためやむを得ない場合」に関しては通行が可能となっているとのことでした。当然、そのようになっているから、右折時、車線で待機する車両がいて、後続車の滞留が起きているのだと思います。

時間帯によっては、右折レーンのない場所で右折禁止となっている場所があると思います。右折してから居住区域や商業施設へ入れない場合もあるので、右折禁止を常時行うことは厳しいのかもしれませんが、電車通り及び交通量の多い車線が少ない電車通りでは、右折待ちによる滞留にて交通渋滞が起きている認識をもっと重要視する必要があると思います。そして交差点改良は、車線改良による右折レーン追加、また県との協議を進めて、右折滞留に対しての改善を進めていってほしいと思います。

また、熊本高森線、いわゆる電車通りとされる道路では、1車線がバス専用レーン、一般の車線が2車線、それも道幅がかなり狭い場所もある2車線、そして市電軌道敷となっています。極端な話になりますが、他都市でも検証が行われていると聞いておりますバス等の公共交通機関は、軌道敷内を通行可として、軌道敷内を専用レーンとして運用し、現在のバス専用レーンを一般車通行可能にするなどの方策も必要かと思えます。大変なことかもしれませんが、渋滞解消に向けては思い切った、誰も考えつかないような方策を検討していくことも必要と思えます。

渋滞解消においては、今日明日ですぐに解決するものではありません。しかしながら、熊本の特有な道路環境がワーストワンと言われる渋滞を招いていますので、熊本独自の対策もあっていいかと思えます。検討・研究をお願いいたします。

次の質問に移ります。

続きまして、熊本市民の健康について質問いたします。

市政日より9月号の折り込みになりますが、健康堅守、Pickup熊本市民の健康注意報、熊本市の国保加入者は健康リスクが高い状態ですという折り込みがありました。

約8割が糖尿病予備軍（HbA1c5.6%以上）、政令指定都市における人工透析率ワースト1位との見出しで、その下に書いてあったことが衝撃的でして、そんな熊本市民の気になる、気をつけたい生活習慣・食習慣の課題として、運動不足、1日1時間以上の運動なし2人に1人、体重増加、20歳のときから10キロ以上の体重増加3人に1人、毎日飲酒、全国平均より高い26.1%が当該4人に1人、高カロリー・高脂質なものをよく食べている、ハンバーガー購入額52都市中1位、マヨネーズ購入額52都市中1位、即席麺購入額52都市中3位と、熊本市民としてショッキングな文言が続き、このような生活を続けていくと糖尿病、高血圧、人工透析と生活習慣病の発症と書いてあり、その絵は心筋梗塞を発症していたかのようなものでした。

私がショックを受けたのは、生活習慣の課題や特徴的な食習慣が、そのまま私であったことでありました。この折り込みを見ていた深夜に、UFOやきそばにマヨネーズを大量にかけてビールを飲んでいました。こんなことで熊本市民の代表にならなくてもいいのに、40代不健康の熊本市代表は私でございました。

この折り込み、取組は、私の心に響きまくったので、素晴らしい取組として周知していく必要があります、今後さらに進めていく必要があると思います、質問させていただこうと思いました。

この健康堅守としての健康福祉局の取組について、このキャッチーな広報紙をつくった経緯や、誰がつくったのか、生活習慣の課題や特徴的な食習慣を載せた経緯や、どういった意図を持って作成したのか教えてください。

また、この取組は予防医療の観点からも重要であると思います。熊本市が推奨している予防医療の今の取組についてと、今後予想される必要性、重点的に行う必要がある取組についても、医療費の観点からもお聞かせください。

健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 健康増進対策に関する広報紙の作成経緯や、予防医療の取組に関するお尋ねに準じお答えいたします。

本市の国民健康保険の被保険者においては、人工透析者率が指定都市で最も高いことや、1人当たりの医療費が全国平均と比べ約12%高い状態が継続しているという課題があります。

そこで、国保年金課の保健師が特定健診の問診表や総務省統計局家計調査の結果を分析したところ、運動不足の方が多い、高カロリー・高脂質な食品の購入額が高いといった特徴がございました。そのため、これらを数値や食品等の具体例を用いて分かりやすく示した広報紙を配布することで、市民の皆様が自ら生活習慣や食習慣を振り返り、生活習慣病予防に取り組んでいただきたいと考え対応したものです。

さらに、予防方法等を詳しく記載した資料を作成し、各区役所と連携して窓口への来庁者や地域でのイベント参加者などお一人お一人に配布し、また説明を行い、生活習慣病予防に取り組んでおります。

2点目の予防医療に関するお尋ねにつきましては、本年3月に策定した第3次健康くまもと21基本計画におきまして、予防医療も含めた健康づくりを推進することで健康寿命の延伸を目指すこととしており、それが増加予測されている市民1人当たりの医療費の負担軽減にもつながるものと考えております。

本格的な人生100年時代を迎えるに当たり、若い年代からの運動習慣の定着化や、がん検診受診率の向上等に今後も重点的に取り組むことで、全ての市民の皆様が生涯を通して住み慣れた地域で、健康で生き生きと暮らせる持続可能なまちの実現に努めてまいります。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 不健康な生活習慣40代熊本市代表として、健康堅守の折り込みは大変ショックなことであり、運動習慣は改善しておりませんが、食習慣については、大好きなハンバーガーを少し控え、即席麺もおいしいですが控え、マヨネーズの量も控えめに、毎日飲酒も控えるようになりました。

折り込みをつくる段階においても、各業種にも配慮が必要だったことと思います。また思い切って、ある意味恐怖を与えての周知には、健康福祉局の覚悟といたしますか、医療費抑制、健康増進に対して並々ならぬ思いが伝わりました。

予防医療に関しては、重点施策として若い世代からの運動習慣の定着やがん検診受診率の向上等を挙げられており、難しい課題とは思いますが、多少恐れを植えつけての周知啓発も必要だと思いますので、配慮しつつ、思い切った施策の実現をお願いして、次の質問に移ります。

次に、観光振興についてお尋ねいたします。

10月11日から17日にかけて、熊本市代表団の一員として中国桂林市、蘇州高新区を訪問させていただきました。中国桂林市は観光都市としての発展が目覚ましく、すばらしいところが多くあり、学ぶところも多くありました。しかしながら、我が国日本の思いやりやおもてなしの気持ちのすばらしさも改めて感じることができました。

また、出国するときは感じなかったのですが、中国に入国するときに、外国人の入国審査の数の多さ、そして日本に入国するときも外国の方の多さ、海外から日本に帰国した日本人は少なくスムーズに帰国手続きができたことに、インバウンド、訪日外国人旅行の多さを感じ、驚きました。

そこで、お尋ねいたします。

直近の熊本市を訪れる観光客（訪日外国人観光客と国内在住観光客）の数や観光施設の正常者数の推移、例えば熊本城の入場者数だけでもお答えいただければと思います。宿泊数等での数値として分かるのであれば教えていただきたいと思います。また、過去にインバウンドや国内観光客向けの受け入れた場合の施策を実施してきた

と思いますが、その検証と効果についてお聞かせください。

また、熊本市では、市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を遂げるまちの実現に向けて、本市の観光振興への取組を強化していくための基本的な指針として、熊本市観光マーケティング戦略を策定しました。その中で、持続可能な観光まちづくりの推進としてレスポンシブルツーリズムの推進、観光資源の保全、継承への市民意識の醸成として旅行者に対しての理解や、市民が旅行者に対して思いやることの大切さを考えた基本施策が策定されています。この本質は、おもてなし、思いやりではないかと思います。

私が代表団として中国に行ったとき、改めて感じたことが、日本人として持っているおもてなしの心や思いやりの心はすばらしい、そのような国民性であり、日本人として誇ることができる本質であると思いました。

そこで、観光面でのおもてなしについて、熊本市として特化して、また、熊本市独自と言えるおもてなしがあれば教えていただきたいと思います。そして、今後、熊本市を訪れてみたい、熊本市に来てよかったと思っていただけるようなおもてなしについて、お考えがあればお聞かせください。

経済観光局長にお尋ねいたします。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 観光振興に関する2点のお尋ねにお答えいたします。

まず、本市の令和5年の観光客入込み数は562万人、うち外国人は69万人となっており、宿泊者数は353万人、うち外国人は43万人でございまして、宿泊者数につきましては総数・外国人ともに過去最高を記録したところでございます。また、本市の代表的な観光施設でございます熊本城の令和5年の入園者数は約130万人となっておりまして、令和4年と比較いたしまして約50%の増加となっております。

本市では、これまで観光客の受入れに当たりまして、町なかの観光案内標識の整備をはじめ、常時英語の対応が可能な観光案内所の運営や、7か国語に対応したパンフレット、ウェブサイト等を通じた情報発信、市電・熊本城周遊バスへのWi-Fi環境整備などの施策を行ってきたところでございます。

また、これらの施策の検証や現状、課題を把握するため実施いたしましたアンケート調査におきまして、目的地までの移動の円滑化や交通案内・サービスの充実等を求める御意見が多くいただきましたことから、「訪れる人に優しい滞在環境の構築」を観光マーケティング戦略の基本方針の一つに位置づけまして、令和5年における観光客の満足度62.5%を、令和13年までに80%へと引き上げることを目標値として設定したところでございます。

今後は、観光施設への交通アクセスに関する情報発信の充実など、ニーズに対応いたしました受入れ体制の整備に取り組んでいくことによりまして、目標達成を目指してまいります。

本市の特性を生かしたおもてなしといたしましては、熊本城おもてなし武将隊の運

営をはじめ、ボランティアガイド団体でございましてくまもとよかとか案内人や、熊本駅におきまして、熊本弁で旅先案内人として活動されております春日人おてもやんへの支援などに取り組んでいるところでございます。

観光客の満足度向上やリピーターの増加を図るためには、市民の皆様と一体となっておもてなしの機運を高めていくことが重要であることから、今後は、これまでの取組に加えまして、こどもや若者を対象といたしました観光に関するワークショップによる市民意識の醸成など、戦略のビジョンでございまして「訪れる人が、暮らす人と共に上質なときを創るまち くまもと」の実現を目指してまいります。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 昨年の本市での観光客入込み数、宿泊者数、うち外国人の数、熊本城入園者数、前年と比較して約50%増とお示しいただき、宿泊者数総数、外国人ともに過去最高とのことでした。

実感として、中心街や、またその他観光施設でも、スーツケースを押しておられる外国の方をよく見ますし、飲食店や観光地を探している感じがよく見受けられます。そこに対しての検証や現状、課題の把握に努めていられることや、満足度向上を目指している経済観光局の姿勢に感銘を受けました。

過去の質問でも、熊本市は、訪れる方が経済を活性化していただくようにしていくことが大変重要であることを述べてきましたが、その思いをくんで実行していただいていることに感謝いたします。

その上で、私は、おもてなしや思いやりを、熊本市観光マーケティング戦略にありますレスポンシブルツーリズムの推進、旅行者に対しての理解や、市民が旅行者に対して思いやることの大切さを考えた基本施策の推進を特にお願いしたいと思います。

他都市にはない、熊本市は世界的におもてなしがすばらしく、それが外国人観光客の皆様にも感じていただき、日本の習慣を守っていただけることになるのではないかと考えています。そして、それを母国に伝えていただき、多くの方に熊本市を選んでいただく、再度来訪したいと願っていただけるようになればと思います。

熊本よかとか案内人や熊本駅において旅先案内人として活動する春日人おてもやんの皆様の御尽力は、熊本市のイメージをよくすることに対して大変大きな力になっていると思います。引き続きの支援、さらなる支援策の構築をお願いいたします。両団体のような形をさらに増やしていき、お答えにもありました市民意識の醸成を進め、全ての熊本市民の皆様が、熊本市を訪れる方に優しく笑顔で接することのできる環境をつくっていただきたいと思います。

訪れた場合の最初の入口である交通機関、民間であればバスやタクシーにおいても、企業努力の中で、おもてなしに関して研修や勉強会などを行われているとお聞きします。そこにも熊本市がアンテナを張り、さらなる満足度向上へ向けて頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

続きまして、地域活性化についてお尋ねいたします。

先ほどの観光振興と同様に、中国へ訪問したことで思った地域活性化についてお尋ねいたします。

中国と日本は国の成り立ちも違いますし、国家としての仕組みや主義に関しても違いがあります。しかしながら、ローカルレベルでは外国人観光客を誘客することや地域格差についての対策を取っていく必要性など、現在の世界での情勢を鑑みた場合の地方都市での取組は、必要性を考えた場合は学ぶことも多くありました。

代表団の訪問として、中国蘇州の樹山村を訪問いたしました。蘇州は近代的な発展を遂げている都市でもあり、都市部の開発、近未来的な発展が目を見張るものでした。その中で、古来よりある農村を観光または農業の振興として、環境や雇用、また観光・娯楽余暇施設としての施策を行っている施設及び農村振興がありました。

これは熊本市をもってしても、また日本でも、経済発展を遂げる都市部とそれ以外の地域の格差是正、近郊ある発展のためには必要なことだと思いました。

そこで、お尋ねいたします。

熊本市としても、上述のような観点からの取組や今後を見据えたお考えがありましたらお聞かせください。

以上にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 旅行需要の急激な回復に伴い、本市にも国内外から多くの観光客の皆様にお越しいただいている中、観光客が訪れる場所は熊本城や水前寺成趣園、中心繁華街等の都市部に集中しておりまして、回遊性の向上やリピーターの増加といった観点からも、市域に点在する観光資源の魅力を向上させることが重要であると考えております。

本市の郊外部には、市内を一望できる金峰山などの眺望スポットをはじめ、フルーツの収穫や田植え等の体験ができる農園や、本市の奥座敷として知られる植木温泉など、まだまだ魅力を向上することが期待できる貴重な観光資源が多くございます。

今後は、民間事業者等と連携しながら、新たな観光資源の掘り起こしや磨き上げ、官民一体となった情報発信等を通じて、誘客促進や回遊性の向上を図り、地域全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 日本において、ある地区を丸ごと特区的な考えで観光振興や農村振興のために変えていくことは難しいことと思います。しかしながら、地域間格差をなくすこと、均衡ある都市づくりをしていくことは、今後の都市部の発展に比して必要であると私は思います。

熊本市の考えは、市長も御答弁いただいたように、市域に点在する観光資源の魅力を向上させること、郊外部でのポテンシャルの高い観光資源を生かしていくことの認識を持っていただいていることには感謝いたします。しかしながら、もう少し行政の

力を注いでいただき、お答えいただいた情報発信や誘客促進、そして地域活性化施策を実施していただきたいと思います。

山形県鶴岡市には、スイデンテラスという宿泊施設があります。田んぼに浮かぶホテルとして、出羽三山から庄内平野、そして日本海へと続く豊かな自然の恵みで満たされた土地に、この土地を象徴するランドスケープである水田からの着想を得て生まれたホテルであり、田んぼに浮かび、周辺の山並みや田園風景に溶け込むようなたたずまい、木のぬくもりを生かしたシンプルで居心地のよい空間となっており、周辺の田んぼの運営も、農業としてその施設運営会社が担い、地域活性へつながっています。

現代の風潮として、都会の喧噪から抜け出て余暇を過ごしたい考えを持った方が多くなっていると思います。その点からすれば、政令指定都市でありながら豊かな自然や観光資源を有し、豊かな自然の恵みである農水産物を産出する熊本市は、このコンセプトにもうってつけの場所であると思っています。このような民間事業者の目にとどまるような熊本市として、アピールやセールスをしていくことをお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどの質問にて、均衡ある発展の必要性について質問いたしました。過去の質問でも、均衡ある熊本市の発展についての質問が多くあり、私も質問してきました。

先般行われた第50回衆議院議員選挙においても、熊本2区から立候補し、当選された西野太亮代議士、本年3月の熊本県知事選挙において当選された木村敬知事においても、都市圏北東部の交通渋滞等の課題を踏まえ、熊本市の重心をもう少し、今より西や南の方に移していくことが、熊本市や熊本都市圏全体の未来に有意義であるとの認識の下、選挙戦での政策として打ち出されておられ、その後の報道での発言や県議会での答弁においても答えられております。

私の前回の一般質問では、県・市連携や市街化調整区域等のいわゆる線引き制度や都市計画について、均衡ある都市整備をお願いしましたところですが。

そこで、均衡ある都市整備について、均衡ある熊本市の発展について、熊本市の重心を西南部へ移していく必要性も鑑み、熊本市のお考えをお聞かせください。また、今後の具体的な施策があればお聞かせください。

市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現在、TSMCの進出を契機とした開発により、人口増加や地価上昇などの進出効果が見られる一方で、本市東部地域を含めた一帯において、交通渋滞のさらなる悪化等が懸念されており、県市連携による対策を講じることとしております。

また、本市の西南部地域は良好な農水産業の生産基盤はもとより、熊本港や熊本駅等の広域交通拠点を擁している上、今後、熊本港の機能強化や熊本西環状道路、中九州横断道路等の整備によりアクセス性が飛躍的に向上し、土地利用の需要が高まっていくものと考えております。

このため、今後さらに見込まれる企業進出への適切な対応を目的として、今年度、

地区計画制度の運用基準を改定し、インターチェンジ周辺や主要地方道熊本港線を含む幹線道路の沿線など、広域交通の利便性が高いエリアに計画的に誘導することとしております。

今後も、引き続き国や県と連携して広域交通ネットワークの整備を進めますとともに、都市計画の見直し等により土地利用を促し、西南部地域も含め、市域の均衡ある発展につなげてまいりたいと考えております。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 熊本市の重心を西や南へ移すといっても、そう簡単なことではありません。市長が今日から熊本市の中心はここですと西区や南区のある地点を指し示したら、官公庁や企業、道路や居住地域が一気に移動していけば、これほどいいことはないと思いますが、難しいことだと思います。しかしながら、市長が都市圏北東部の交通渋滞等の課題を踏まえ、西や南へ都市機能重心を移すと強い御発言で言っていただければ変わるかもしれないと思い、期待をして質問いたしました。

現在も進む西環状道路や熊本環状連絡道路、有明海沿岸道路、熊本天草幹線道路、そして10分・20分構想での各連絡道路と、都市機能の均衡ある発展に寄与できるであろう道路計画はあります。早期完成を強く押しいただき、お答えでもありました都市計画の見直し、地区計画制度の運用基準の改定についても早期に実行していただき、道路完成を待つことなく各所での地区計画も早期に実行に移していただき、西南部地域を含めた市域の均衡ある発展を具体的に進めていただきたいと思います。

以上で、私が用意した質問は終わりました。

いつもは時間ぎりぎりであります。今日は少し余裕がありました。私の議会での質問である教育委員会、遠藤教育長への質問を入れておけばよかったなと今思いながら、ちょっと1問足りませんでした。

市長をはじめ執行部の皆様、丁寧な御答弁ありがとうございました。質問するに当たって御支援いただいた先輩議員、同僚議員の皆様、そして丁寧にサポートいただきました議会局の皆様、心より感謝を申し上げます。傍聴して下さった皆様、そしてインターネットにて御視聴いただいた皆様にも重ねてお礼を申し上げます。

今後も皆様からの御指導や叱咤激励、元気のある声を力に変えて、熊本市議会議員としての責務を果たしてまいります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

次会は、明4日（水曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時46分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年12月3日

出席議員 46名

1番	寺本義勝	2番	大畠澄雄
3番	村上 磨	4番	瀬尾誠一
5番	菊地渚沙	6番	山中惣一郎
7番	井坂隆寛	8番	木庭功二
9番	村上誠也	10番	古川智子
12番	松本幸隆	13番	中川栄一郎
14番	松川善範	15番	筑紫るみ子
16番	井芹栄次	17番	島津哲也
18番	吉田健一	19番	齊藤 博
20番	田島幸治	21番	日隈 忍
22番	山本浩之	23番	北川 哉
24番	平江 透	25番	吉村健治
26番	山内勝志	27番	伊藤和仁
28番	高瀬千鶴子	29番	小佐井賀瑞宜
30番	田中敦朗	31番	高本一臣
32番	西岡誠也	33番	田上辰也
34番	三森至加	35番	浜田大介
36番	井本正広	37番	大石浩文
38番	田中誠一	39番	坂田誠二
40番	落水清弘	41番	紫垣正仁
43番	澤田昌作	44番	満永寿博
45番	藤山英美	47番	上野美恵子
48番	上田芳裕	49番	村上 博

欠席議員 1名

11番 荒川 慎太郎

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業者 管理	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂強

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦